

ガス専焼機関に対する NOx 規制の適用に関する事項

改正規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

改正事項

ガス専焼機関に対する NOx 規制の適用に関する事項

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI において、船舶に搭載される出力 130kW を超えるディーゼル機関（二元燃料を含む）を対象に船舶からの段階的な窒素酸化物（NOx）の放出削減に関する要件が規定されている。2014 年 10 月に開催された IMO 第 67 回海洋環境保護委員会（MEPC67）において、新たに NOx 規制の適用対象として、これまで対象外とされていたガス専焼機関への適用拡大を定めた MARPOL 条約附属書 VI の一部改正が決議 MEPC.258(67)として採択された。

今般、決議 MEPC.258(67)に基づき関連規定を改めた。

改正内容

NOx 規制の適用対象として、ガス専焼機関を追加した。